

公益財団法人綾部市医療公社  
平成 29 年度 事業計画

公益財団法人綾部市医療公社は、綾部市から指定管理者として指定を受け、綾部市立病院の管理運営を通して医療や公衆衛生に関する各種事業を展開し、綾部市並びに近隣住民の健康増進及び地域医療の確保・向上に取り組んでいます。

綾部市立病院は、平成 2 年の開院から今日まで、地域における急性期中核病院として大きく発展してきました。しかしながら、地域の高齢化及び人口減少に伴う地域医療ニーズの変化、超高齢社会を見据えた医療制度改革、更には医師の不足や疲弊問題など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化しており、昨年度、一般急性期病床の一部を地域包括ケア病床に機能変更し、また、開院以来継続してきた土曜日の外来診療を休診することとなりました。

医療や介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想による病床の機能分化が進められる中で、改めて綾部地域における当院の果たすべき役割をしっかりと認識し、当公社の目的である地域住民の健康と福祉の増進の達成のため、次のとおり本年度の事業計画を定めます。

(1) 将来を見据えた病院運営の更なる検討

国が進める医療制度改革に対応するため、また、この綾部地域に不足する回復期機能を補完するため、昨年度は急性期病床 206 床のうち 50 床を地域包括ケア病床に変更しました。今後も、人口減少や高齢化が進むことが予想される当該地域において、綾部市唯一の公的病院として、急性期医療の中核的役割を担いつつ、地域が求める機能や役割に対し迅速に対応するため、更には地域包括ケアシステムにおける医療の中心的な役割を果たせるように、今後の病院運営について継続的に検討を進めていきます。

(2) 診療機能の維持・確保

ここ数年、常勤医師の減少により医療提供体制の維持が大変厳しくなっていますが、良質で安心安全な医療を最優先に心掛け、当院が有する診療機能を最大限発揮して地域医療の確保に努めます。

人工透析治療について、当院では透析ベッド 24 床（1 日 2 クール）で運用していますが、年々対象患者が増加し満床に近い状態になっています。透析治療を必要とする綾部市民が、できる限り綾部市内の医療機関で治療が受けられるように、本年度、透析ベッドを 6 床増床する工事を行い、受け入れ体制の拡大を図ります。

医師や看護師、技師等チームとして取り組んでいる専門外来や、認定看護師を中心に実施している看護外来についても、本年度も継続して取り組みます。

### (3) 医師確保

前年度は、皮膚科及び耳鼻咽喉科の常勤医師が不在となり診療機能が後退することとなりました。また、内科や産婦人科など他の診療科においても地域医療を遂行する上では決して充足しているとは言えません。このような中で平成30年度からは新専門医制度が開始される予定であり、地方における医師確保はますます困難になると懸念されます。医師確保は当院の最重要・最優先課題として、これまで以上に大学訪問や派遣要請の強化を図るほか、医師の確保に繋がる様々な方策について1年を通して検討・実行していきます。

### (4) 救急医療体制

昨年度から土曜日が休診日となり、救急医療体制の確保・充実が望まれるところですが、以前にも増して救急当直医師の確保が困難な状況にあります。当院の現状を地域の皆様にも理解していただきながら、綾部市唯一の救急告示病院として、また、公立病院の使命として、全力を挙げて地域の救急医療を守っていきます。

### (5) 公衆衛生活動事業

疾病予防や健康増進、医学的知識向上のために毎年開催している「市民のための学術講演会」を、今年は8月5日に開催します。また、例年多くの参加者を得ています糖尿病に関する市民公開講座についても11月に開催します。

毎月実施している糖尿病教室及び試食会、年4回開催している生活習慣病予防教室、認定看護師による出前講座もこれまで同様に取り組むほか、地域FM放送の健康番組への出演や広報誌の定期発行（年3回）、などを通して広く医学的知識を発信していきます。

### (6) 健診業務

第4次整備において人間ドック室や受診の流れなど大幅に改善し、多くの利用者の方に喜んでいただいています。本年度におきましても利用者枠1日10人を維持し、受診から健診結果まで迅速に、より精度の高い健診サービスとなるように努めます。また、脳ドックや血管ドック、マンモグラフィ検査や骨密度検査など利用者のニーズに対応したオプション検査の更なる充実にも努めます。

綾部市が実施する住民基本健診への医師派遣に対しても可能な限り協力し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。

### (7) 地域連携体制

地域包括ケアシステムの構築には、医療施設だけでなく介護や福祉施設、行政などが一体となって進める必要があります。綾部地域における基幹病院としての役割を果たすため、定期的な施設訪問や地域連携会議等を開催し、地域の医療施設をはじめ介護・福祉関連施設との機能分担と円滑な連携の強化を図ります。

綾部地域及び京都府北部地域の医療体制充実のため、京都府立医科大学附属北部医療センターを中心とした府北部の関係病院との更なる相互補完体制の推進に努めます。

(8) へき地医療確保

京都府へき地医療拠点病院として、綾部市の要請に基づき市内の無医地区に医師を派遣して、当該地域の医療の確保に努めます。本年度も綾部市立奥上林診療所に毎週木曜日、綾部市立中上林診療所には毎週月曜日と金曜日にそれぞれ医師1名、年間延べ143回医師を派遣します。

(9) 地域医療を担う人材の確保及び育成

地域医療を守るためには医師はもとより看護師や技師等医療スタッフの安定確保が重要であり、当院の奨学資金貸与制度を有効に活用しながら計画的かつ安定した人材確保に努めます。特に医師確保については臨床研修医師の確保が重要であることから、魅力的な臨床研修プログラム及び快適な研修環境の整備に努めます。

本年度から京都府立医科大学の臨床実習カリキュラムが変更され、京都府北部地域の学外臨床実習が拡大される予定です。京都府立医科大学教育指定病院として積極的に医学生の実習を受け入れて、将来の地域医療を担う人材育成に尽力します。

(10) 訪問看護・居宅介護支援事業

国が進める在宅医療の推進において、病院と在宅間の医療を繋ぐ訪問看護は非常に重要な位置付けにあります。本年度におきましても、利用者が安心して在宅で療養生活を送れるよう行政及び地域の医療機関、介護福祉施設等と緊密に連携し、積極的に在宅ケアを展開していきます。

居宅介護支援事業につきましては、利用者が必要としている支援を的確に組み取った適切なケアプランの作成を心掛け、更なる質の向上に努めていきます。

利用者へのサービスの質を維持しながら、訪問看護ステーション事業の経営改善にも継続して取り組みます。